

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

科学研究費助成事業 研究成果報告書



令和元年6月20日現在

機関番号：34403

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03203

研究課題名(和文) 相続財産の明確化と世代間の自立

研究課題名(英文) Clarity of the heritage extent and independences between generation

研究代表者

松川 正毅 (Matsukawa, Tadaki)

大阪学院大学・法学部・教授

研究者番号：80190429

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：わが国の相続法では、相続財産の明確化が不十分であり、それが紛争を引き起こしている場合が多い。被相続人から相続人に対して無償処分がある場合には、相続人間の平等をどのように捉えるかで、解決策が異なってくる。その範囲が大きければ大きいほど、理論的には平等性に配慮していることになる。わが国では、その範囲は狭い。また同時に被相続人が相続人に日常生活の身の回りの世話を完全に依存することがあり、依存の評価や財産の移転方法に関して問題が顕在化している。子間の平等概念も変遷をへており、法にどの様に反映させるのかが問題となりうる。相続財産の明確化と扶養の金銭化が重要な手段となることを位置付けた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

相続開始前になされた無償処分をどのように遺産分割の対象としうるのかについて、フランス法を比較法として法理論を示した。また同時に、相続開始後、遺産分割までの期間でなされた処分、遺産管理について理論的な分析を試み、その間になされた相続人による財産処分も、相続財産を構成する理論を示した。その上で、遺産分割に関して、相続人のなしうる選択の権利をどのように位置付けるのか、特に遺産管理の場面での問題を分析し、清算概念への足がかりを探索した。

わが国の相続法で、家族の多様性、扶養の概念の変化、事業承継などの問題から、求められている平等の考え方が、変化しつつあることも示した。

研究成果の概要(英文)：The extent of inheritance is not clear in Japanese civil law. It sometimes causes the conflicts. When the ancestor gives some property to one of his heirs, its solution vary with the notion de the equality. The extent of the inheritance that includes the gift, is larger, the equality takes into more consideration. This extent is not always clear in Japanese civil law. One heir takes care of the daily life of the ancestor. In this case the evaluation of his work and the gestion of the inheritance becomes difficult. The notion of the equality between the heirs changes now in Japan. It is important to know how this transition is reflected in the civil law. For this purpose, we must not avoid the clarity of the heritage extent and the finacial evaluation of this maintenance.

研究分野：民法

キーワード：相続財産 無償処分 扶養 後見 遺留分 持戻し 相続人の平等

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始当時、わが国の民法の理論では、相続財産に関して、遺産分割を必要とする財産と必要としない財産があり、また遺留分減殺は遺産分割とは異なり、民事裁判で取り扱われている状況にあった。わが国の相続法は、相続財産の範囲が不明瞭であり、相続人間の平等が必ずしも図られているとは言えないと位置づけ得た。また、審判事項と裁判事項と同じ相続財産に関する紛争でも関係しており、遺産を巡る裁判に関して二重構造が解釈上存在しており、わかりにくいものであった。

2. 研究の目的

研究の目的は、下記の4点に整理することができる。

遺産分割すべき対象となる財産の範囲を、相続人に対する無償処分(贈与や遺贈)があった場合に、どのような処分を遺産分割の対象財産に含めるのかについて、フランス法を参照にして明らかにすること。

遺留分減殺請求(法改正後は遺留分侵害請求に変わった)がなされた場合に、遺産分割として審判事項ではなく、民事裁判事項になることの正当性と意味について明らかにすること。

財産承継の観点から、被相続人の財産が相続人個人個人の財産に移転していく途中の過程で、特に、遺産共有状態において生じうる問題について、検討を加え、スムーズな財産承継を実現するにあたっての障害となっている事柄を分析すること。つまり、相続財産共有時の財産管理の問題である。特に後見と財産管理の問題(事理弁識能力が衰えた時になされる財産管理、財産移転の試みの法的な効力など)に関して、相続人に認められている放棄などの選択の権利を行使する機会の確保の必要性を分析すること。

被相続人の引取り扶養などが原因で、相続に紛争が生じている可能性があり、すでに先行研究がなされているテーマではあるが、扶養の位置付けをフランス法で再確認しておくこと。代償期待型の相続法の問題を分析しつつ、わが国における相続人の平等概念の変遷を明らかにし、事業承継の必要性なども加味しながら平等原理の修正の必要性があるのかどうかについて検討を加えること。

3. 研究の方法

日本法に関しては、判例・学説の整理分析が中心となる。また同時に、相続法改正の法案の審議を経て、改正法に至るまでの議論を研究対象に加えた。日本法においては文献研究が中心をなす。

比較法研究の対象とするフランス相続法に関しては、資料を基にした文献研究と、相続法の専門家(大学教授と弁護士など実務家)からの問題点の聞き取り調査を行うことを中心とした。老親扶養に関しては、市民への聞き取りや、施設の訪問などを通じて、市民の意識を明らかにすることにした。また同時に、フランスの大学で研究会に参加し、日本の状況を説明し、法的な問題点に関して意見を頂く手法をとった。

4. 研究成果

相続財産の範囲に関して

相続の対象となる財産を、現に死亡時に残存している財産に限れば、相続人に対して無償行為がされている場合には、このような処分で受益した相続人と受益しなかった相続人間で不平等が生じうる可能性がある。フランス相続法は、民法典成立以降、この点への配慮が法律に如実に表れている相続法を有している。相続人間での平等という民法の原則は、重要視されており、「持戻し」と「遺留分減殺請求」という二つの制度に代表される考え方によって、相続財産を形成させており、その範囲は、日本法と比較すれば遥かに大きい(この遺留分制度の意味も参照。フランス法では被相続人の処分可能な財産の範囲という視点もあり、全体的に無償処分が相続財産との関係で位置付けられている)。

フランス法では、「持戻し」制度が、わが国の民法の解釈とは異なり、遺産分割に際して積極的な役割を果たしている。わが国の民法のもとでは、単に残存財産の分割のみ意味を持っているに過ぎず、相続財産を構成することなく、必ずしも常に相続人の平等に貢献しているとはいえないのとは対象的である。ここにおいても、相続人間の平等を考える上でも、その相違を見ることが出来る。明治時代に継受したフランス法では、持戻しが現実に相続財産に返却されるべきものである。これに対して、わが国では、単なる残存財産の分割のために必要な法制度になってしまっている。

「遺留分」制度も基本的な考え方が異なっている。遺留分減殺請求の結果、減殺された財産は遺産を構成し、遺産分割の中で一元的に最終的に解決が図られている。この点、わが国の民法典での解釈では、遺留分減殺請求(相続法改正後は、遺留分侵害請求)は、相続財産から出て行ってしまった財産の回復と位置付けられ、審判によって遺産分割の中で解決されるのではなく、訴訟として地方裁判所で解決されている。いわゆる二元性がここでは存在している。相続法の平等の要としての遺産分割の意味がここにおいて相当、薄められてしまっている。

わが国の相続法は、明治時代にフランス法を継承したにも関わらず、その実相は本質的に異なってしまうと言わざるを得ない。相続人の平等意識に関しての、日本社会とフランス

社会の相違にその原因を見ることができよう。また同時に、平成30年の相続法改正では、平等を実現すべき持戻しが、かなりの範囲で緩和され、相続人間では配偶者優先の思想が前面に表れていると言える（例えば、民法903条4項の新設条文参照）。

遺留分制度について

母法とされているフランス遺留分制度を明らかにした。フランス法では、遺留分は最低限、被相続人から取得できる相続財産の額ではなく、被相続人が処分し得た財産との関係で、理解されていることを示した。これが、いわゆる自由分と呼ばれているものである。遺留分に関する法律はフランス法と類似しているが、その根本のところにある「自由分」という考え方、「充当」という考え方が日本法には欠如している。このことにより、被相続人の財産である遺産の分割に当たって、相続人に対する贈与などを相続財産から、つまり被相続人の財産から流出してしまった財産と理解して、その取戻しには、持戻しは作動させることなく、もっぱら遺留分制度しかない制度に変容してしまっていることを明らかにした。ここでは、被相続人に対する贈与を相続財産の前渡しとしてとらえる視点を分析し、遺留分を理解する前提として、自由分と充当という制度を分析した。

本来的には、遺留分制度が遺産分割のための一過程であり、遺留分減殺請求が遺産分割の中に機能的に取り込まれている制度であると言える。このことによって、遺産分割に際して、遺産の範囲が明確になり、遺産分割がスムーズに行われることになると分析することができた。しかも、遺産の範囲が明確であると同時に、相続人に対する贈与も、持戻しや遺留分減殺によって、相続財産の範囲が増大することになる。単に死亡時に残っている財産のみを、分割の対象とするのではなく、このことにより、相続人の平等はわが国よりも尊重されていることになる。フランス相続法は、制度の中に平等実現のシステムが組み込まれていると言えよう。

なお、我が国の遺留分減殺請求は、相続法の改正により、債権化されて、遺留分侵害請求権と改正された。この結果、さらにフランス法の平等精神からは遠退いていることも示した。

高齢社会における財産承継

高齢社会の中にあつて、日本の相続法は、かつての民法典が想定しなかった社会の変遷期に遭遇している。遺言の作成にしても、また老齢期の財産管理に関しても、未知の問題が存在している。財産承継に関して、老齢期特有の被相続人の判断力の低下の問題がある。研究対象としたフランス法ではこの点に関して、遺言の効力に改正を加えたり（2代にわたる処分の可能性）、法定相続における代襲相続の要件などに改正を加えている。わが国では、高齢化に配慮した相続法の改正は、十分とはいえず、もっぱら配偶者保護の観点から改正がなされており、真に高齢社会がもたらしうる問題に関しては、十分には改正が及んでいないことも示した。この意味において、近い将来、問題を引き起こす可能性がある。

相続法改正では、遺言の効力が強められているが、能力に疑いが持たれる事例の存在が実務でも指摘されており、遺言能力に関連して遺言の効力を否定する理論の整備が必要となる。判断力がなくなった後の、遺言の撤回など、遺言の効力に問題が潜んでいることも明らかになった。

また、後見との絡みで生じうる問題点について考察を行った。かつて、親族が後見人になることが多かったが、現在では第三者が後見人になる機会も増大している。死亡に際しての財産承継に際して、相続人と被相続人の法定代理人の権利義務関係に不明な点があり（例えば放棄などの相続人のなす権利との関係）、問題を明らかにした。

同時に、死亡後、遺産分割までの間の法的な位置付けに関して、第三者である法律家が遺産分割に関与できる理論が不完全であることも示し、分析を加えた。現行法のもとでは、債務の相続に関して、不明瞭な点が存在しており、遺産に関して、後見人や遺言執行者に清算的な機能を持たせることが難しく、相続法全体にわたる視点から、理論を構築する必要性がある。

扶養の金銭化と自立は重要であり、これが相続権が平等である前提となっている。引き取り扶養や身の回りの世話を、相続人の一人が行うことがあれば、このことが相続問題をより複雑化している。フランスでは、子は金銭的なサポートを負うだけであり、身の回りの世話や引き取り扶養は基本的に存在しない。いわゆる扶養とは金銭的な支援であり、子間で平等に負担されることになっている。社会保障とも関係することがらではあるが、民法の領域では、金銭的な義務と位置付けられており、ここにも平等の考え方が伺われ、相続の領域での平等思想を裏打ちしていると言える。もっぱら相続法の観点からのみ平等を実現しようとしても、社会の実態と相合せず、不均衡が生じうることにもなりかねない。このような観点から、相続法における「平等」思想は、社会の他の制度とも関連しており、社会の要請の全体的な視点の中で変遷していくものであることを指摘した。この意味において、事業承継も相続と同様の関連性を有していると言える。ここでもある意味、平等を修正し、それを正当化する要素が潜んでおり、相続人間の平等概念の変遷を探る上で、これの探求は重要である。しかしながら、この点の探求は十分に為すことはできなかった。

世代間の自立を図る法制度では、相続人間の平等も、より一層図られることになる。本来的には、身の回りの世話などの扶養は対価なしに行われるべきものである。このような法的義務ではないとされている引取り扶養を、行う者と行わない者との間で、相続に差が生じうるとすれば、最終的には親族扶養の金銭的な評価も必要となってくるように思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

松川正毅 「総括―日仏相続法セミナー」慶應法学 39 巻 147 頁～156 頁 2018 年(査読なし)
http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180207-0147

松川正毅 「フランス法における自由分と遺留分」戸籍時報 740 巻 13 頁～25 頁 2016 年(査読なし)

松川正毅 「現代家族法の課題」私法 77 巻 83 頁～91 頁 2015 年(査読なし)

松川正毅 「死後事務に関する委任契約と遺産管理行為」実践成年後見 41 頁～48 頁 2015 年(査読なし)

〔学会発表〕(計 4 件)

松川正毅 「総括―日仏相続法セミナー」 「日仏相続法セミナー 1」慶應大学(無償処分) 2017 年 5 月 20 日

松川正毅 「遺留分」 「日仏相続法セミナー 2」慶應大学(相続) 2018 年 10 月 27,28 日

松川正毅 「合意による紛争解決」フランシュ・コンテ大学主催シンポジウム 2017 年 3 月 16 日～17 日

松川正毅 「日本法における相続法上の問題点」トゥールーズ大学学際研究センター研究会 トゥールーズ大学 2015 年 10 月 20 日

〔図書〕(計 4 件)

Tadaki Matsukawa, "Espris de la réforme de la loi successorale en 2018 au Japon", Sous la direction de Professeur Denis MAZEAUD, Mélange en l'honneur de Professeur Michel GRIMALDI, 2019 à parître.

松川正毅 「死後事務に関する改正法(民法 873 条の 2)について」松川正毅編集『新・成年後見における死後の事務』(日本加除出版)1 頁～19 頁(総ページ数 288 頁)2019 年。

松川正毅 「相続財産と遺産分割」松川正毅編集『木内道祥先生古稀・最高裁判所退官記念論文集・家族法と倒産法の未来を拓く』(きんざい)229 頁～245 頁(総ページ数 823 頁)2018 年。

松川正毅 「遺産分割」金子修他編集『講座実務家事事件手続法下』(日本加除出版)317 頁～346 頁(総ページ数 536 頁)2018 年

松川正毅 「フランス法における遺留分」水野紀子編『相続法の立法的課題』(有斐閣)237 頁～259 頁(総ページ数 318 頁)2016 年

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。